

(別紙)

「教員等を対象とした児童虐待対応研修会」派遣講師一覧

教員等を対象とした児童虐待対応研修会

【対象機関】

県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、校長会、教頭会、養護教諭部会、教育委員会等（仙台市所管の学校等を除く）

【目的】

児童虐待への対応については、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童の支援が重要であり、地域の関係機関が連携を密にして対応する必要がある。児童虐待を発見しやすい立場にある学校の教員等を対象に、児童虐待（又はその恐れがある要因等）を発見した際の対応方法等に関する研修会を開催し、児童虐待の対応力向上及び関係機関における連携体制の強化を図るものとする。

【研修会の内容】

- ① 児童虐待が発生する要因や背景について理解を深める。
- ② 学校において、児童虐待を発見した際の対応方法や留意点（児童相談所等への通告、児童相談所など関係機関と連携する上での留意点等）について確認する。
- ③ 市町村の要保護児童対策地域協議会の役割など地域のネットワークによる子ども・家庭支援について学ぶ。
- ④ 虐待の経験を持つ子ども達や非行等行動上の問題がある子ども達が入所する施設で、実際に対応する様子や事例に基づく具体的なアプローチなどについて学ぶ。
- ⑤ 性的虐待が生じる家庭の背景・特徴、性被害を受けている児童の発するサイン等、性的虐待の実態について理解を深め、児童がどのような形で虐待を開示するのか、開示に際しどのような対応をすればよいのかについて学ぶ。

【特記事項】

- ・オンライン実施も可能。
- ・講座の内容・時間等については、申込団体の希望を踏まえ、講師と県の間で調整を行う。

【学校で準備する物】

印刷した講義資料、プロジェクター・スクリーン・パソコン（オンライン実施の場合は不要）

講師 宮城県東部児童相談所 大石 景広 氏（①②③対応）

昭和 63 年に宮城県に入庁後、中央児童相談所をはじめ、本庁児童福祉課や東部児童相談所などで長年にわたり児童福祉行政に携わり、子どもと家庭の支援に尽力。東部児童相談所長を最後に退職し、現在は、東部児童相談所において、「児童虐待対応業務アドバイザー」として各所で研修会講師を務めるなど、支援の形を変えながら引き続き児童福祉に携わっている。

講師 宮城県さわらび学園 佐藤 啓直 氏（①④対応）

平成 19 年に宮城県に入庁後、公認心理師、臨床心理士の資格を活かし、中央児童相談所や子ども総合センターで児童の心理判定やデイケアなど、数多くの児童の相談・指導に携わってきた。

現職のさわらび学園では、日常的に児童への直接支援を行いながら、児童指導担当の職員や精神科医師などと連携し、児童の心理面のケアを通じて入所児童の自立支援を図っている。

講師 宮城県東部児童相談所 川代 浩子 氏（①⑤対応）

平成 17 年に宮城県に入庁後、公認心理師、臨床心理士として、児童相談所における児童の心理判定業務のほか、リハビリテーション支援センター・精神保健福祉センターにおいて成人の精神保健に関わる支援に携わってきた。成人の性被害事例や児童の性的虐待事案を数多く担当してきた経験・知見を活かし、保健福祉部業務研究等報告会において性的虐待に関する研究発表を行ったほか、「公衆衛生情報みやぎ」への論考寄稿など、情報発信も行っている。